

保健医療福祉分野 PKI 認証局証明書ポリシー
準拠性審査業務実施規則(案)

保健医療福祉分野 P K I 認証局署名用証明書ポリシー準拠性審査業務実施規則（案）

（趣旨）

第 1 条 本規則は、厚生労働省医政局の「保健医療福祉分野における公開鍵の整備と運営に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）が定める「保健医療福祉分野 P K I 認証局署名用証明書ポリシー準拠性審査手続規則（以下「手続規則」という。）に係る審査業務の実施細則を定めることを目的とする。

（申請書類等）

第 2 条 申請認証局は C P 準拠性審査を受ける為に次の書類を厚生労働省医政局政策医療課医療技術情報推進室に提出する。

- 1) 申請書
 - 2) 監査報告書
 - 3) 保健医療福祉 P K I 認証局 C P / C P S
 - 4) 法人又は団体の概要
2. 前項第 4 号に定める「法人又は団体の概要」については、「法人又は団体の名称、代表者名、所在地、設立年月日、役職員数、組織図、経営方針等」を記載する。これらについて記載された会社案内等をもって代えることができる。
3. 本申請及び更新申請時において、第 1 項第 3 号及び第 4 号の内容に変更がない場合は、これらの提出を省略することができる。

（申請書様式）

第 3 条 第 1 号様式は、前条第 1 号に定める申請書について適用する。

（複製）

第 4 条 審査班は申請認証局が提出した書類を評価業務の為に複製することができるが、評価後速やかにこれを回収し破棄しなければならない。

（準拠性審査認定）

第 5 条 準拠性審査の認定については、4 月 1 日乃至 9 月末日までに申請書を受理したものについては、翌年 3 月末日までに実施するとともに、1 0 月 1 日乃至翌年 3 月末日までに申請書を受理したものについては、翌年 9 月末日までに実施する。

（準拠性審査認定の有効期間）

第 6 条 準拠性審査認定の有効期間は 2 年間とし、申請認証局は同認定後 1 年が経過したとき速やかに監査報告書を厚生労働省医政局政策医療課医療技術情報推進室に提

出する。

2. 監査報告書に基づき、申請認証局の証明書ポリシー準拠性に重大な変更、懸念又は疑義が生じた場合、専門家会議を開催して評価を行う。

(更新)

第7条 更新を希望する場合の準拠性審査手続については、手続規則に準じて行うものとし、認定後1年乃至1年6月の期間に第2条及び第3条に定める申請書類等を厚生労働省医政局政策医療課医療技術情報推進室に提出するものとする。

(改定)

第8条 本規則の改定は、専門家会議の承認を得るものとする。

附則

第1条 本規則は、平成22年 月 日から施行する。

第1号様式

事前・本・更新申請書

年 月 日

厚生労働省医政局長殿

申請者の住所

申請者の名称

代表者の氏名

印

厚生労働省医政局「保健医療福祉分野における公開鍵の整備と運営に関する専門家会議」
が行う保健医療福祉分野PKI認証局証明書ポリシー準拠性審査を受けたいので下記のとおり
申請します。

記

1 申請認証局の名称

2 issuer DN

3 監査報告書

別紙「準拠性監査報告書」に記載のとおり。

4 保健医療福祉PKI認証局CP/CPS

5 法人又は団体の概要

別紙 「 」に記載の通り。

6 申請認証局の問合せ窓口

以上

備考

- 1 法人又は団体の概要は、「法人又は団体の名称、代表者名、所在地、設立年月日、役
職員数、組織図、経営方針等」を記載する。これらについて記載された会社案内等をも
って代えることができる。
- 2 申請書名称の「事前・本・更新」のうち不要な文字は、抹消すること。
- 3 本申請及び更新申請時において、保健医療福祉PKI認証局CP/CPS又は法人又
は団体の概要について変更がなければ提出を省略できる。